

## 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書

国民年金や厚生年金保険（共済組合等を含む）の被保険者（組合員等）で日本国籍を有しない方が我が国を出国する際は、脱退一時金を請求することができます。

同制度は再入国を妨げていないため、脱退一時金を受給した外国人が後に我が国で再度就労することができます。

入国時には就労ビザや留学ビザであっても、やがては永住資格などの申請を行うことができるようになっており、永住資格を持つ外国人であっても脱退一時金の申請を妨げるようにはなっていません。脱退一時金を受給することにより年金受給資格を喪失するため、仮に我が国に在留を続け生活が困窮した場合、生活保護の支給対象となる可能性があります。年金を受給するためには最低10年間の加入期間が必要です。しかし、日本人は公的年金を脱退することはできず、この現状を放置することは国民の間に強い不公平感を与えることになりかねません。特に派遣社員が雇い止めになった等の場合は、極めて大きな格差が生じております。

このような無年金・低年金外国人が増加することになれば、外国人の生活保護世帯が増加することになり、将来的に地方の財政負担につながります。政府においては地方財政を圧迫しないよう制度の是正を強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月22日

鳥取市議会議長 西村 紳一郎

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
法務大臣 様  
財務大臣  
厚生労働大臣  
出入国在留管理庁長官